



## ●ソフト事業とは？

イベントの開催やコミュニティ施設の運営、シンポジウム、ワークショップの開催等に要する経費です。

(施設の建設又は施設、設備等の取得に要する経費を除く。)

→ 報酬・賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、広告・宣伝費、委託費 その他知事が必要と認める経費が対象です。

【例】空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営の場合

〈対象経費〉 空き店舗の家賃、水道光熱費、施設管理者の賃金 等

## ●ハード事業とは？

施設の建設又は施設、設備等の取得に要する経費です。

(設計監理費を含み、土地の取得、使用、造成及び補償に要する経費を除く。)

(中古設備を取得する場合には、減価償却費等を勘案し、適正な価格を対象とします。)

→ 施設の建設費、施設、設備の取得費、施設の改装費、施設の建設のための設計管理費 その他知事が必要と認める経費が対象です。

【例】空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営の場合

〈対象経費〉 空き店舗の改装費、看板作製費用、イベント用テントの購入費用(備品に区分されるもの)等

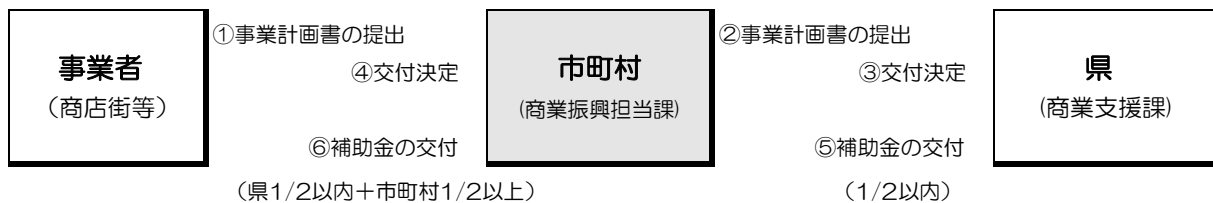
## ●補助対象事業者は？

商工会議所、商工会、商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織(活動実績、組織体制を有し、市町村長が適当と認めるもの)、市町村(プラン作成等に関する事業を実施する場合に限る)

→ 複数の商店街や関係団体で構成される「まちづくり協議会」等も補助対象事業者となります。

## ●補助の流れは？

補助対象事業者(商店街等)に助成する市町村に、県が助成します。



注1) 「①事業計画書の提出」の前に、市町村商業振興担当課又は宮崎県商業支援課にご相談ください。

注2) 県は、市町村が補助する額の1/2以内の額を補助します。⑤

注3) 「連携事業」に取り組む場合、財政力指数が0.3未満の市町村については、補助率が2/3となります。⑤

(財政力指数0.3以上の市町村は、1/2)

## ●申請に必要な書類は？

宮崎県まちなか商業再生支援事業費補助金要綱及び宮崎県まちなか商業再生支援事業実施要領に定める「事業計画書」「収支予算書」「定款(規約等)」を市町村に提出します。

※ 申請の前に、市町村商工振興担当課又は宮崎県商業支援課(お問い合わせ先は表面に記載)にご相談ください。

相談に当たっては、事業計画の概要、商店街等の組織体制がわかる資料等をご持参ください。

